

倉吉市子ども・子育て会議について

1 位置づけ

この会議は、「子ども・子育て支援法」に規定される審議会その他の合議制の機関であり、「倉吉市子ども・子育て会議条例」の規定に基づき設置される市の附属機関です。市町村は、子ども・子育て支援事業計画の策定や変更等について、この会議の意見を聴くこととされています。

2 背景

倉吉市では、現在、第11次倉吉市総合計画において「いつまでも健やかに過ごせるまち」を基本目標の一つに掲げ、「子どもを産み、育てる喜びを実感できるまち」の実現に向けてさまざまな施策を進めています。子どもや子育て支援の分野では、倉吉市次世代育成支援行動計画を策定し（前期計画：平成17年度～平成21年度、後期計画：平成22年度～平成26年度）、着実に事業を展開し、充実を図ってきています。

平成24年8月、少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子育てを支援し子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援法」が制定され、市町村においては、子どもや子育て支援を円滑に実施するために5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされました。本市では、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の施行に向け、事業計画策定と合わせ、広く市の子ども・子育て支援に関する諸施策について意見等をいただくため、「倉吉市子ども・子育て会議」を設置することとしました。

3 役割

「子ども・子育て会議」は、次の事務を処理します。（子ども・子育て支援法第77条第1項各号及び倉吉市子ども・子育て会議条例第2条の規定より）

- ① 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ② 「倉吉市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関すること。
- ③ 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議すること。
- ④ その他、市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めることについて、調査審議すること。

倉吉市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の位置づけ

